

平成 1 8 年度  
明石市人事行政の運営等の状況

平成 19 年 12 月  
明 石 市

# 目 次

<b>1 職員の任免及び職員数に関する状況</b>	
(1) 職員採用試験の状況	1
(2) 退職の状況	2
(3) 部門別職員数	2
(4) 部局別職員数	3
<b>2 職員の給与の状況</b>	
(1) 人件費の状況	4
(2) 職員給与費の状況	4
(3) 一般行政職の給与水準	4
(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	4
(5) 職員の初任給の状況	5
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	5
(7) 一般行政職員の級別職員数の状況	5
(8) 職員手当の状況	6
(9) 特別職の報酬等の状況	7
<b>3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</b>	
(1) 勤務時間	8
(2) 休日	8
(3) 休暇	8
(4) 職務に専念する義務の免除	9
<b>4 職員の分限及び懲戒処分の状況</b>	
(1) 分限処分者数	10
(2) 懲戒処分者数	10
<b>5 職員のサービスの状況</b>	
(1) 年次休暇取得状況	11
(2) 育児休業取得状況	11
<b>6 職員研修及び勤務評定の状況</b>	
(1) 職員研修の実績	11
(2) 勤務成績の評定の状況	12
<b>7 職員の福祉及び利益の保護の状況</b>	
(1) 兵庫県市町村職員共済組合	13
(2) 明石市職員互助会	13
(3) 健康診断等の実施	13
<b>8 公平委員会の業務の状況</b>	
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	14
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	14

地方公務員法の一部改正により、平成17年4月1日より人事行政の運営等の状況の公表が義務付けられました。本市では、これに伴い「明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、毎年12月末日までに前年度の状況について公表を行っています。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 平成18年度職員採用試験の状況

平成18年度実施 職員採用試験による採用者数

職種	募集人数	応募者数		1次筆記試験		1次合格者		最終合格者		倍率	採用者数			
				実施日	受験者									
事務職	大学卒	10名程度	男 108 女 63	計 171	7月23日	男 82 女 51	計 133	男 6 女 2	計 8	男 4 女 1	計 5	26.6	男 4 女 1	計 5
		経験者	5名程度	男 94 女 22	計 116	10月15日	男 78 女 20	計 98	男 8 女 3	計 11	男 3 女 0	計 3	32.7	男 1 女 0
	高校卒	2名程度	男 11 女 16	計 27	9月17日	男 8 女 14	計 22			男 0 女 1	計 1	22.0	男 0 女 1	計 1
土木職	大学卒	2名程度	男 17 女 2	計 19	7月23日	男 13 女 2	計 15	男 6 女 0	計 6	男 2 女 0	計 2	7.5	男 0 女 0	計 0
		経験者	2名程度	男 21 女 0	計 21	10月15日	男 20 女 0	計 20	男 6 女 0	計 6	男 3 女 0	計 3	6.7	男 3 女 0
	建築職	経験者	1名	男 2 女 0	計 2	10月15日	男 2 女 0	計 2	男 2 女 0	計 2	男 1 女 0	計 1	2.0	男 1 女 0
保健師	1名	男 0 女 11	計 11	7月23日	男 0 女 9	計 9	男 0 女 3	計 3	男 0 女 1	計 1	9.0	男 0 女 1	計 1	
消防	高卒以上	13名程度	男 95 女 4	計 99	9月17日 9月18日	男 73 女 3	計 76	男 45 女 3	計 48	男 10 女 2	計 12	6.3	男 7 女 1	計 8
看護師(1回目)	17名程度	男 1 女 21	計 22	8月6日	男 1 女 20	計 21			男 1 女 15	計 16	1.3	男 1 女 12	計 13	
看護師(2回目)	10名程度	男 1 女 19	計 20	10月29日	男 1 女 18	計 19			男 1 女 14	計 15	1.3	男 1 女 11	計 12	
看護師(3回目)	7名程度	男 0 女 6	計 6	1月28日	男 0 女 6	計 6			男 0 女 6	計 6	1.0	男 0 女 5	計 5	
薬剤師	1名	男 1 女 5	計 6	1月28日	男 1 女 5	計 6			男 0 女 1	計 1	6.0	男 0 女 1	計 1	
臨床工学技士	1名	男 6 女 0	計 6	1月28日	男 5 女 0	計 5			男 1 女 0	計 1	5.0	男 1 女 0	計 1	
放射線技師	1名	男 4 女 2	計 6	3月11日	男 4 女 2	計 6			男 0 女 1	計 1	6.0	男 0 女 1	計 1	

(2) 退職の状況

平成18年度は146人が退職しました。職種別事由別の退職者状況は以下のとおりです。

職 種	定年退職	勸奨退職	そ の 他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	
一般行政職	20	19	3	1			2	45
医療職	1	11	29					41
消防職	5	2			1		1	9
企業職	5						2	7
技能労務職	18	2					1	21
教育職	6	4	13					23
計	55	38	45	1	1	0	6	146

- ・ 消防職…明石市消防職員をいう。
- ・ 企業職…地方公営企業(明石市交通部及び明石市水道部)の職員をいう。
- ・ 技能労務職…公用車運転、ごみ収集作業、用務、給食調理等の業務に従事する職員をいう。
- ・ 教育職…明石市立幼稚園、小・中学校、商業高等学校の教員職員をいう。  
(県費負担教職員を除く。)

(3) 部門別職員数

平成18年度と平成19年度の4月1日現在の部門別職員数及びその増減については以下のとおりです。

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
一般行政部門	福祉関係を除く	議 会	13	13	0	
		総 務	324	343	19	組織改正(人材開発課の新設)など
		税 務	85	85	0	
		労 働	3	2	1	臨時職員との置換えなど
		農 水 産	32	29	3	農業センターの廃止など
		商 工	26	28	2	観光事業の充実
		土 木	209	198	11	道路管理業務の民間委託など
	福祉関係	民 生	309	319	10	高年福祉部門の充実など
	衛 生	232	218	14	ごみ焼却施設運転業務の一部民間委託など	
	小 計	1,233	1,235	2		
特別行政部門	教 育	447	395	52	指定管理者制度の活用及び臨時職員との置換えなど	
	消 防	237	237	0		
	小 計	684	632	52		
公営企業等計部門	病 院	357	364	7	医療体制の充実	
	水 道	113	108	5	臨時職員との置換えなど	
	交 通	103	83	20	臨時職員との置換えなど	
	下水道	105	102	3	朝霧浄化センターの民間委託など	
	その他	90	92	2	国保事業の充実	
	小 計	768	749	19		
計		2,685	2,616	69		

注： 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(4) 部局別職員数

平成18年度と平成19年度の4月1日現在の部局別職員数及びその増減については以下のとおりです。

部局名	平成18年度			平成19年度			対前年度 増減数
	男	女	計	男	女	計	
市長部局	1,005	389	1,394	1,002	393	1,395	1
行政委員会	27	7	34	27	7	34	0
教育委員会	203	244	447	182	213	395	52
消防本部	236	1	237	235	2	237	0
水道事業事務局	107	6	113	102	6	108	5
自動車運送事業事務局	103		103	83		83	20
市立病院事務局	94	263	357	101	263	364	7
総計	1,775	910	2,685	1,732	884	2,616	69

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B ÷ A)	前年度 人件費率
18年度	人 292,164	千円 86,597,997	千円 19,024,090	% 22.0	% 21.7

注：人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B ÷ A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
18年度	人 1,916	千円 7,809,578	千円 2,396,722	千円 3,491,982	千円 13,698,282	千円 7,149

注：1 職員手当には、退職手当を含みません

2 特別職は含みません

### (3) 一般行政職の給与水準

ラスパイレス指数	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
明石市	103.1	103.0	100.8	100.7	100.9
対前年増減	0.7	0.1	2.2	0.1	0.2

注：ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給料月額を100とした場合の給料水準を表す指数です

### (4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	明石市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	345,373 円	43 歳 2 月	325,724 円	40 歳 8 月
技能労務職	315,497 円	43 歳 4 月	287,094 円	48 歳 10 月

( 5 ) 職員の初任給の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分		明石市	国
一般行政職	大学卒	180,124 円	170,200 円
	高校卒	147,980 円	138,400 円

注：国の大学卒は 種試験、高校卒は 種試験による採用者です

( 6 ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	270,617 円	325,526 円	377,738 円
	高校卒	239,708 円	273,012 円	311,444 円
技能労務職	高校卒	231,770 円	255,633 円	302,277 円

注：経験年数には、採用前の勤務経歴などを含みます

( 7 ) 一般行政職員の級別職員数の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査	副主幹 係長	課長 副課長	次長 参事	部長 参与	
職員数	6 人	89 人	312 人	123 人	281 人	163 人	43 人	22 人	1,039 人
構成比	0.6%	8.6%	30.0%	11.8%	27.0%	15.7%	4.1%	2.1%	100.0 %
1 年前の 構成比	1.8%	8.9%	26.5%	12.7%	27.6%	16.0%	4.3%	2.3%	100.0 %
5 年前の 構成比	2.7%	11.9%	19.8%	14.5%	27.7%	15.7%	6.3%	1.4%	100.0 %

( 8 ) 職員手当の状況 (平成 18 年度中又は平成 19 年 4 月 1 日現在)

地域手当	支給実績 (平成18年度普通会計決算)	858,996,775円	
	支給対象地域	全市域	
	支給率	10% (国の支給率 10%)	
	支給対象職員数	1,916人	
	平均支給年額	448,328円	
特殊勤務手当	支給実績 (平成 18 年度普通会計決算)	94,723,708 円	
	支給対象職員 1 人当たりの平均支給年額	179,062 円	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	27.1%	
時間外勤務手当	18 年 度 (普通会計決算)	支給総額	467,898,492 円
		職員 1 人当たりの支給年額	244,206 円
	17 年 度 (普通会計決算)	支給総額	611,412,763 円
		職員 1 人当たりの支給年額	314,351 円

区分	明石市			国
期末勤勉手当		期末手当	勤勉手当	同 左
	6月期	1.4 月分	0.725月分	
	12月期	1.6 月分	0.725月分	
	計	3.0 月分	1.45月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
退職手当	(支給率)			同 左
		自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	(その他の加算措置) 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給 定年前早期退職特例措置：2%～20%加算			
平均支給額 (平成18年度全退職者) 19,392千円				



扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,000円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)扶養親族でない配偶者がいる場合の1人目の扶養親族 6,500円 (5)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同 左
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考)家賃負担額が、55,000円以上の場合 27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 8,500円	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考)家賃負担額が、55,000円以上の場合 27,000円を支給 (2)自宅居住者 新築、購入した職員については、新築、購入後5年に限り、2,500円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額(月55,000円を限度) (6か月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じて、24,500円を限度として支給 (参考)通勤距離が、60km以上の場合 24,500円を支給	同 左

(9) 特別職の報酬などの状況(平成19年4月1日現在)

区分	給料月額等 (( )内は減額前)	期末手当
市長	984,800円 (1,231,000円)	6月期 2.125 月分 12月期 2.325 月分
副市長	863,600円 (1,016,000円)	
公営企業管理者	703,430円 ( 773,000円)	
常勤の監査委員	551,080円 ( 599,000円)	
議長	718,000円 ( 798,000円)	計 4.450 月分
副議長	668,000円 ( 727,000円)	
議員	623,000円 ( 656,000円)	

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成19年4月1日現在）

#### (1) 勤務時間

##### (一般職員の場合)

勤務時間：4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間として  
います。1日の勤務時間は、午前8時55分から午後5時  
40分までの休憩時間45分を除いた8時間となっています。

休憩時間：午前12時から午後0時45分までとしています。ただし、  
窓口に勤務する職員は交代で休憩時間をとっています。

週休日：日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない日)

#### (2) 休日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

#### (3) 休暇

職員の休暇には、年次有給休暇のほか、夏季休暇などの特別休暇があり、  
その概要は以下のとおりです。

種類	給与の別	取得可能日数等
年次有給休暇	有給	1年度につき20日
療養休暇	有給	公務上もしくは通勤における負傷又は疾病による場合 必要と認められる期間 以外の負傷又は疾病により療養を要する場合
		ア 結核性疾患の場合 1年以内 イ 精神障害による疾病 120日以内 ウ その他の負傷又は疾病 90日以内
産前休暇	有給	出産予定日を含み8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から申し出た期間
産後休暇	有給	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
看護休暇	有給	職員が配偶者及び親族等の看護等をするとき 1年度につき5日以内
介護休暇	無給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 6月以内で必要と認められる期間
出産補助休暇	有給	2日以内の期間
育児参加休暇	有給	5日以内の期間
育児時間	有給	1日を通じて60分以内
生理休暇	有給	2日以内の期間(3日目以後は無給)
結婚休暇	有給	連続する5日以内の期間
夏季休暇	有給	7月から9月までの期間内に6日以内
自主研修休暇	有給	勤続年数が20年に達した者 連続する5日以内
忌引休暇	有給	親族に応じ条例で定める日数(1日～7日)
ボランティア休暇	有給	1年度につき5日以内
ドナー休暇	有給	ドナー登録及び骨髄液を提供するために必要な期間
組合休暇	無給	1年度につき30日以内

#### (4) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならないという職務に専念する義務があります。ただし、例外的に法律又は条例等に特別の定めがある場合には、その職務に専念する義務が免除されます。明石市においても規則で免除される場合を定めておりますが、その定め以外に市長が特に定めるものは以下のとおりです。

種 類	内 容	職務専念義務が免除される期間等	給与の別
夜間勤務職免	職員が午前2時を含み、継続して4時間以上夜間勤務に従事した場合	原則として時間外勤務を終了した日の始業時から深夜勤務をした時間数(午前0時から時間外勤務終了までの時間数に限る)	無給
人間ドック職免	兵庫県市町村職員共済組合が実施する短期人間ドックを受診する場合	2日以内の必要な期間	有給
献血職免	市役所で実施される市民献血の日に職員が献血に協力する場合	献血に必要な時間	有給

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由（疾病により職責が果たせない等）がある場合に、職員の意に反して行う不利益処分、降任・降給・休職・免職の処分を行うことを言い、懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁を科す処分のことで、戒告・減給・停職・免職があります。

平成18年度における分限処分者数及び懲戒処分者数は以下のとおりです。

##### (1) 分限処分者数

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	39	0	39
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	39	0	39

##### (2) 懲戒処分者数

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	4	4	0	0	8
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	2	0	2	1	5
監督責任	2	0	0	0	2
合 計	8	4	2	1	15

## 5 職員のサービスの状況

平成18年度における職員の年次休暇取得状況及び育児休業取得状況は以下のとおりです。

### (1) 年次休暇取得状況

(単位:日)

使用率(%) (総使用日数/総付与日数*100)	対象職員数(人)	一人当たりの平均使用日数 (総使用日数/職員数)
35.2	2,685	13.0

### (2) 育児休業取得状況

(単位:人)

	育児休業	部分休業
男	0	0
女	56	5

## 6 職員研修及び勤務評定の状況

### (1) 職員研修の実績

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技術等を習得させ、勤務能率の発揮及び増進を目的として行うものであり、平成18年度の職員研修の実績は以下のとおりです。

	研修課程	研修対象者	受講者数
基本 研修	新規採用職員導入研修	平成18年度新規採用職員	45
	新規採用職員研修ステップ1	平成18年度新規採用職員	29
	新規採用職員研修ステップ2	平成18年度新規採用職員	29
	新規採用職員研修ステップ3	平成18年度新規採用職員	29
	技能労務職員職種変更研修(導入)	事務員補	48
	技能労務職員職種変更研修(フォロー)	事務員補	48
	技能労務職員職種変更研修(パソコン)	事務員補(希望者のみ)	35
	技能労務職員職種変更研修(導入)	事務員補(希望者のみ)	38
	技能労務職員フォローアップ研修	採用後10年目の技能労務職員	18
	書記・技手級研修	書記・技手級職員 (来年度主事・技師級昇格予定)	35
	主事・技師級研修	主事・技師級職員 (主事・技師級昇格2年目)	28
	新任主査研修	新任主査級職員	20
	新任専門員研修	新任専門員職員	22
	新任係長研修	新任係長等職員	49
	新任管理職研修	新任管理職職員	16
新任課長研修	新任課長	31	

特別 研修	行政法研修	書記・技手級～専門員職員	21
	地方自治制度研修	書記・技手級～係長級職員	22
	法令実務研修	法令実務経験が概ね2年以下の職員	19
	話力講習会	主事・技師級～主査級職員	30
	プレゼンテーション研修	書記・技手級～係長級職員	22
	創造力開発研修	主事・技師級～係長級職員	23
	ディベート研修	主事・技師級～係長級職員	24
	OJTスキルアップトレーニング	部下を持つ経験2年目以降の係長	21
	女性職員特別研修	主査～係長級女性職員	23
	社会福祉施設体験研修	入庁3年目及び8年目職員	66
	国内自主企画研修	希望職員	3
	手話講座	希望職員	15
セミナー	安全安心まちづくり講演会	各課からの希望職員	420
	安全安心市民大会	平成18年度不当要求防止責任者	59
	人権フェスティバル	各課からの希望職員	167
	人権の集い	各課からの希望職員	115
	「障害者週間」啓発行事	各課からの希望職員及び平成18年度新規採用職員	107
	協働のまちづくり研修	各課からの希望職員	90
派遣 研修	自治大学校第2部	45歳未満の監督職職員	2
	自治大学校第3部	53歳未満の課長級～次長級職員	1
	市町村アカデミー	実務担当職員等	14
	国際文化アカデミー	書記・技手級～主査級職員	3
	国土交通大学校	実務担当職員等	4
	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	79
	播磨自治研修協議会	実務担当職員等	54
	兵庫県自治協会	実務担当職員等	18
	海外派遣研修	書記・技手級～次長級職員	2
	その他派遣研修	実務担当職員等	36
自主	自主研究グループ	希望職員グループ	157

なお、上記の研修は、人材開発課が所管する研修であり、人材開発課以外の各課においても、所管する職務の遂行能力向上のため、上記のほか専門知識、専門技術に関する研修を実施しています。

## (2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、現在行っておりません。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生の概要は以下のとおりです。

### (1) 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（共済年金）、福祉事業（貸付、保養所運営等）を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員（職員）が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

幼稚園教諭等教育委員会採用の職員は、公立学校共済組合の組合員となっています。

### (2) 明石市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業や、慶弔金の給付事業を行っています。これらの事業は、会員（職員）の掛金と、市の負担金で運営されています。平成19年度における会員の掛金率は給料月額 $\frac{4}{1000}$ 、市の負担金率は給料月額 $\frac{3}{1000}$ です。

幼稚園教諭等教育委員会採用の職員は、学校厚生会の会員となっています。

### (3) 健康診断等の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断、特殊健康診断（有機溶剤健診）や、腰痛・消化器・VDTなどの検診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス事業（臨床心理士による相談、職員研修など）を実施しています。

## 8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき設置される行政委員会で、3人の委員により構成されており、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられており、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置が執られるべきことを要求したことを審査し、判定すること、任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員の不服申立てに対する裁決又は決定をすること等の業務を担っています。

なお、平成18年度における勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立ての状況については、以下のとおりです。

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位:件)

平成18年3月31日 現在継続件数	平成18年度中 措置要求件数	平成18年度中 処理件数	平成19年3月31日 現在継続件数
0	0	0	0

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(単位:件)

区 分	平成18年3月31日 現在継続件数	平成18年度中 不服申立て件数	平成18年度中 処理件数	平成19年3月31日 現在継続件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	1	1	0
その他	0	0	0	0
合 計	0	1	1	0